五九〇五（繊維板）―二〇一四に規定する構造用ＭＤＦに限る。以下同じ。）を片側全面に打ち付けた耐力壁		構造用合板等のうち厚さ十二ミリメートル以上の一級又は二級を片側全面に打ち付けた耐力壁	ＣＮ六五 ＣＮＺ六五	壁材の外周部分は七・五センチメートル以下、その他の部分は二十センチメートル以下	四・五
		構造用合板等のうち厚さ九ミリメートル以上の一級若しくは二級又は構造用パネルのうち厚さが九ミリメートル以上のものを片側全面に打ち付けた耐力壁	ＣＮ五〇 ＣＮＺ五〇	壁材の外周部分は五センチメートル以下、その他の部分は二十センチメートル以下	三・七
		構造用合板等のうち厚さ十二ミリメートル以上の一級若しくは二級又は構造用パネルのうち厚さが十二ミリメートル以上のものを片側全面に打ち付けた耐力壁	ＣＮ六五 ＣＮＺ六五	壁材の外周部分は十センチメートル以下、その他の部分は二十センチメートル以下	三・六
		構造用合板等のうち厚さ九ミリメートル以上の一級を片側全面に打ち付けた耐力壁	ＣＮ五〇 ＣＮＺ五〇 ＢＮ五〇	壁材の外周部分は十センチメートル以下、それ以外の部分は二十センチメートル以下	三・五
		構造用合板等のうち厚さ七・五ミリメートル以上九ミリメートル未満の一級若しくは厚さ九ミリメートル以上の二級、ハードボードのうち厚さ七ミリメートル以上のもの	ＣＮ五〇 ＣＮＺ五〇 ＢＮ五〇	壁材の外周部分は十センチメートル以下、その他の部分は二十センチメートル以下	三

（新設）	（新設）	（新設）	構造用合板等のうち厚さ九ミリメートル以上の一級を片側全面に打ち付けた耐力壁	三・五	構造用合板等のうち厚さ七・五ミリメートル以上九ミリメートル未満の一級若しくは厚さ九ミリメートル以上のもの、パーティクルボードのうち厚さ十二ミリメートル以上のもの又は構造用パネルを片側全面に打ち付けた耐力壁	三